

家畜衛生情報

第 152 号
令和 3 年 12 月

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所

- 話題**
- 1 高病原性鳥インフルエンザについて
 - 2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について
 - 3 口蹄疫について
 - 4 畜産物への使用規制医薬品の残留防止について
 - 5 牛サルモネラ症の発生と侵入防止対策について
 - 6 令和3年度家畜保健衛生所総合検討会について
 - 7 飼養衛生管理マニュアルの整備と定期報告書の提出について
 - 8 令和3年度 日射病・熱射病の発生状況について
 - 9 令和3年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績
 - 10 監視伝染病発生状況
 - 11 着任挨拶
 - 12 職員配置図・緊急連絡先

1 高病原性鳥インフルエンザについて

今シーズンは12月27日現在で8県において9事例が発生し、殺処分羽数は約46.8万羽に達しております。これまで報告された事例1～5例目の発生鶏舎内でネズミの確認があったほか、壁の隙間、金網の穴、鶏糞ベルトコンベア開口部付近の隙間、排水用穴の隙間などが確認され、これらは野生小動物の侵入経路と考えられるものでした。6例目では農場に隣接する鴨場に野鳥死体や野生動物の糞の確認がされており、長靴による交差汚染の可能性が指摘されました。農場周辺のため池などで水鳥が確認されている地域では特に野生動物の侵入防止対策が重要です。

南からの渡り鳥が飛来する来年5月まで

リスクの高い時期が続きます。飼養衛生管理基準の遵守徹底を継続して発生防止に努めると共に、死亡羽数の増加等、家畜に異状があった際は速やかに家畜保健衛生所へ届け出るようお願いします。

飼養衛生管理の自己点検報告をお願いします。報告期間は令和4年5月までの間で、家保への報告期限は毎月10日です。

鶏舎の点検、補修をお願いします！



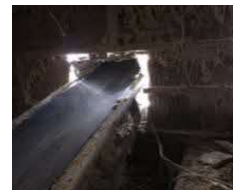
手指消毒、長靴交換



車両消毒の徹底



穴の修繕



侵入防止網の設置



石灰散布で野生動物の侵入防止

2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について

豚熱（CSF）は、平成 30 年に国内で発生して以来、本年 12 月 27 日までに 16 県（岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県）で 76 事例の発生が確認されました。また、ワクチン接種推奨地域（野生いのししから豚等への CSF 感染のリスクが高く、農林水産省が指定した地域）は、令和 3 年 8 月までに 36 都府県に及んでいます（下記参照）。

ワクチン接種農場から生きた豚、精液、受精卵並びに豚等の死体、排泄物、敷料、飼料等を持ち込まないようお願いします。

【豚熱ワクチン接種推奨地域】青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県

アフリカ豚熱（ASF）は、アジアにおいて平成 30 年より継続発生しており、本年度は近隣アジア（マレーシア、ブータン、韓国）で発生しています。さらに平成 30 年以降、中国をはじめアジア各地の ASF 発生国の旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等から本病ウイルスが、98 事例確認されています（うち、新千歳空港扱いは 11 事例で、昨年度から該当は無し）。検査を受けずに食肉加工製品等を持ち込んだ場合、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金が科せられます。

CSF 及び ASF ウイルスの農場への侵入を防止するために、飼養衛生管理基準を遵守し、農場への病原体侵入防止対策の徹底をお願いします。特定症状（紫斑、発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、歩行困難、後躯麻痺、削瘦、異常産等）が見られたときは、速やかに家畜保健衛生所に連絡をください。

- 道外から豚を導入する場合は、事前に当所に連絡してください
- 毎日、健康観察を行い、異状が見られたら、速やかに連絡を！

豚熱（CSF）

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等
異状を発見したら直ちに通報しましょう！



写真出典：岐阜県

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑（耳翼、尾、腹部、内股部）を呈し死亡。

3 口蹄疫について

平成 22 年の宮崎県での発生以降、国内における本病の発生はありませんが、近隣諸国では依然として発生が確認されています。これから年末年始を迎え、人や物の移動が増えた際には、口蹄疫ウイルス等の病原体の侵入リスクが高まります。引き続き、飼養衛生管理基準を徹底し、より一層の警戒をお願いします。

アジアにおける口蹄疫の発生状況

出典：農林水産省 HP



口蹄疫は牛や豚などで、発熱や食欲不振に始まり、後に泡状のよだれを流したり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴です。

疑わしい症状を見つけたら、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください！



写真提供：宮崎県

4 畜産物への使用規制医薬品等の残留事故防止について

今年度（11 月末現在）石狩管内では生乳や畜肉等への医薬品の残留事故の発生はありませんでした。

生乳の残留事故発生原因はマーキング見落としや搾乳従事者への連絡不徹底などによる誤搾乳がほとんどです。また、治療分房以外の分房の生乳の出荷が発覚した事例は時折発生します。未治療の分房からの生乳出荷は禁止されています。

獣医師の皆さまにおかれましては、畜産農場において使用禁止期間が遵守されるよう、細やかなご指導をお願い致します。

○残留事故発生数

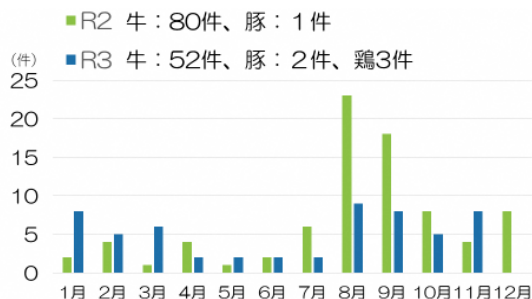
| 年度 | 生乳 | | 畜肉等 | |
|-----|----|----|-----|----|
| | 全道 | 石狩 | 全道 | 石狩 |
| H29 | 66 | 0 | 7 | 0 |
| H30 | 61 | 0 | 5 | 0 |
| R1 | 55 | 0 | 6 | 0 |
| R2 | 50 | 0 | 3 | 0 |
| R3※ | — | 0 | — | 0 |

※全道集計中、石狩 11 月末現在

5 牛サルモネラ症の発生と侵入防止対策について

令和3年11月末時点において、石狩管内では牛のサルモネラ症（ティフィムリウム）が1件発生しました。また全道では57件のサルモネラ症が発生しています（11月末時点）。これから冬の季節を迎えますが、冬期間でもサルモネラの発生は確認されています。不凍液を併用した踏込消毒層や石灰散布等、侵入防止対策の徹底をお願いします。

道内サルモネラ発生件数



畜産振興課 HPより R3.11時点

※ティフィムリウム、ダブリン、エンテリティディス、コレラエシス

○サルモネラの主な症状

発熱、下痢等の他、呼吸器症状、流産、関節炎等を引き起こす場合があります。特にサルモネラダブリンは発熱等一般状態の悪化が主症状であり、下痢は確認されない場合があります。

○サルモネラ症の侵入・まん延防止対策

- 農場出入口の石灰散布や畜舎出入口の踏込消毒槽設置（冬期間では不凍液を併用した踏込消毒層設置も有効です）
- 野生動物の侵入防止対策（ネズミ、野鳥、キツネ等・・・）
- 導入家畜の一定期間の隔離や検査の実施
- 飼槽・水槽は特に清潔にし、清掃・消毒を徹底
- 病気に負けない体力づくり（良質な飼料の給与等）

健康観察を徹底し、サルモネラ症を疑う場合はすぐに、かかりつけの獣医師又は当所へ連絡して下さい（対応が遅れた場合、農場全体にまん延している可能性があります）。

6 令和3年度家畜保健衛生所総合検討会について

令和3年10月28日、WEB配信で「第69回家畜保健衛生業績発表会」が開催されました。道内の家畜保健衛生所から19題

の発表が行われ、当所は、以下の2題を発表しました。

①肥育素牛育成農場で発生した *Salmonella* Dublin のまん延防止対策

発表者：病性鑑定課 主査 末永敬徳

・令和2年8月、肥育素牛及び肥育牛約630頭を飼養する農場の一牛舎内で、死亡牛が多発し、病性鑑定の結果、*Salmonella* Dublin によるサルモネラ症と診断された。農場内外で短期間に牛群が移動する肥育素牛育成農場特有の生産体制を考慮し、自衛防疫組合との協議の上、発生牛舎・隔離牛舎を中心とした個体検査や農場全体の環境検査等による対策を実施した結果、約2カ月間という比較的短期間で対策を終了した。

②牛呼吸器病・下痢症関連ウイルス迅速検出のためのマルチプレックスダイレクトリアルタイムRT-PCR法の検証

発表者：病性鑑定課 専門員 羽田浩昭

・牛呼吸器病・下痢症関連16種の病原体を同時検出可能なマルチプレックスリアルタイムRT-PCRと、遺伝子抽出作業が不要なダイレクトリアルタイムRT-PCRを組み合わせたマルチプレックスダイレクトリアルタイムRT-PCR(MDr法)を設計し、野外材料等について検証した。今回構築したMDr法は、これまでの検査方法と比較して概ね良好な検出感度であり、大幅な検査時間短縮とコスト削減が可能であった。

講評では両発表ともに高く評価され、審査の結果、「牛呼吸器病・下痢症関連ウイルス迅速検出のためのマルチプレックスダイ

レクトリアルタイムRT-PCR法の検証」が、北海道・東北ブロック家畜保健衛生業績発表会での発表演題に選出されました。

7 飼養衛生管理マニュアルの整備と定期報告書の提出について

家畜の所有者は飼養衛生管理基準を遵守し、毎年2月1日現在の家畜の飼養状況について、定期報告書により管轄の都道府県知事へ報告することとなっています。

令和4年2月より各農場において飼養衛生管理マニュアルを整備することが義務づけられており(豚飼養農場は令和3年4月施行済み)、飼養者の皆様には令和4年の定期報告者に併せて提出をお願いします。当該マニュアルについては既にひな型を提示しているところですが、牛飼養農場については多くの関係者が連続で複数の農場に立ち入る機会が多く、農場間・関係者間での立入時の消毒作業の平準化が地域の防疫につながると考えられます。そのため、牛飼養農場に係るマニュアルのひな型を改め

て当所より提示いたしますので、各自衛防疫組合で当該ひな型を参考に地域のマニュアルを作成し、農場・関係者が共通認識を持った上で衛生管理を行うようお願いします。

なお、定期報告書の未提出や飼養衛生管理マニュアルの未整備は罰則の対象となります。また、各種の補助金助成事業においても法令遵守が条件となっています。



8 令和3年度 日射病・熱射病の発生状況について

今年度は7月以降、北海道内各地で猛暑日が続き、石狩管内においても、最高気温が30℃以上を超える日が続いた7月中旬から8月初旬にかけて、家畜の熱射病の被害が多数報告されました。

外気温上昇に伴い、畜舎内の温度・湿度

が上昇し、採卵鶏、繁殖豚及び繁殖乳牛が熱射病により死亡しました。各時期の主な発生頭羽数は下表のとおりです。なお、肉用牛、肉用鶏及び馬では発生はありませんでした。

＜管内の発生状況＞

(頭羽数)

| 調査期間※ (6～9月) | | 採卵鶏 | | 豚 | | 乳用牛 | |
|-----------------|-----------|------|------|----|------|-----|------|
| | | 発生 | うち死廃 | 発生 | うち死廃 | 発生 | うち死廃 |
| 7月 | 7/1～7/15 | | | 1 | 1 | | |
| | 7/16～7/31 | 7561 | 7561 | | | | |
| 8月 | 8/1～8/15 | 355 | 355 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | 8/16～8/31 | | | | | | |

※他の時期の発生はなし

＜主な実施した対策＞

採卵鶏：ビタミン剤投与、散水、給餌を涼しい時間帯に変更

繁殖豚：豚舎内の換気量増加、

ドロップクーリング（家畜の首筋に水滴を当てて体を冷やすこと）

繁殖乳牛：牛舎内の通気性を改善

来年の暑熱季も、畜舎の通気性・換気性の改善や、良質な飼料給与や給餌時間帯の変更等を適宜行い、家畜の日射病・熱射病の発生を防ぎましょう。

～調査のご協力いただき、ありがとうございました～

9 令和3年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績

令和3年度の定期検査を下表のとおり実施しました。該当する市町については飼養者並びに関係者の皆様のご理解とご協力に

より、円滑に終わることができました。ご協力ありがとうございました。

| 対象疾病 | 対象家畜 | 検査時期 | 市町村 | 延戸数 | 頭羽群数 | 結果 |
|--------------------|------|--------|--------|-----|------|------------|
| ヨーネ病 | 乳用牛 | 5～6月 | 江別市 | 15 | 1283 | 4頭陽性、他全頭陰性 |
| | 肉用牛 | 5月 | 千歳市 | 1 | 17 | 全頭陰性 |
| | | 5月 | 石狩市浜益区 | 8 | 120 | 全頭陰性 |
| | | 10～11月 | 北広島市 | 4 | 156 | 全頭陰性 |
| 腐蛆病 | 蜜蜂 | 6～8月 | 札幌市 | 20 | 267 | 全群陰性 |
| | | | 江別市 | 5 | 223 | 全群陰性 |
| | | | 北広島市 | 4 | 513 | 全群陰性 |
| | | | 石狩市 | 5 | 116 | 全群陰性 |
| | | | 当別町 | 1 | 2 | 全群陰性 |
| 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ | 家きん | 10月 | 札幌市 | 1 | 10 | 全羽陰性 |
| | | | 江別市 | 1 | 10 | 全羽陰性 |

10 監視伝染病発生状況

道内及び石狩管内における監視伝染病の発生状況をお知らせします。管内ではヨーネ病、

牛伝染性リンパ腫、サルモネラ症等が確認されています。

| 区分 | 畜種 | 病名 | 石狩管内※ | | 北海道※※ | |
|-------|------------|--------------------|-------|-------|-------|------|
| | | | 戸数 | 頭羽群数 | 戸数 | 頭羽群数 |
| 法定伝染病 | 牛 | ヨーネ病 | 3 (1) | 6 (1) | 184 | 690 |
| | 山羊 | ヨーネ病 | | | 1 | 1 |
| | あひる | 高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜) | | | 1 | 637 |
| 届出伝染病 | 牛 | 牛ウイルス性下痢 | | | 50 | 128 |
| | | 牛ウイルス性下痢(疑症) | | | 4 | 4 |
| | | 牛伝染性鼻気管炎 | | | 4 | 17 |
| | | 牛伝染性リンパ腫 | (4) | (4) | 240 | 591 |
| | | 牛伝染性リンパ腫(疑症) | | | 3 | 3 |
| | | 牛丘疹性口内炎 | | | 2 | 8 |
| | | 破傷風 | | | 7 | 7 |
| | | サルモネラ症 | 1 | 1 | 38 | 177 |
| | | サルモネラ症(疑症) | | | 1 | 2 |
| | | ネオスポラ症 | | | 3 | 4 |
| | ネオスポラ症(疑症) | | | 1 | 1 | |
| | 馬 | 破傷風(疑症) | | | 1 | 1 |
| | | 馬鼻肺炎 | | | 11 | 14 |
| | 鶏 | 低病原性ニューカッスル病 | | | 1 | 1 |
| | 豚 | サルモネラ症 | | | 6 | 84 |
| | | 豚丹毒 | (2) | (8) | 6 | 115 |
| 蜜蜂 | バロア病 | | | 22 | 332 | |
| | チョーク病 | | | 18 | 61 | |

※ 令和3年1月1日～11月30日

※※令和3年1月1日～10月31日

(): 管外と畜場における発生



1 1 着任挨拶

○予防課長 川島 悠登



空知家保から移動してまいりました、川島悠登と申します。石狩管内の勤務は初めてですが、札幌市出身で高校卒業まで過ごしましたので、管内の雰囲気を懐かしく感じております。関係者の皆様の御協力をいただきながら管内の家畜衛生推進のため業務を進めて参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

1 2 職員配置図・緊急連絡先

◎職員配置図・緊急連絡先

| | | | |
|---|-------|------------------------|--------|
| 北海道石狩家畜保健衛生所 | | 〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地 | |
| TEL：011-851-4779 | | FAX：011-851-4780 | |
| 夜間・休日（緊急時）：011-204-5000（石狩振興局 代表） | | | |
| ※夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。 担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。 | | | |
| 電子メール：ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp | | | |
| 所 長 | 小田 茂樹 | | |
| 次 長 | 小岸 憲正 | | |
| 指導課長 | 伊藤 史恵 | 予防課長 | 川島 悠登 |
| 主査（動物薬事・安全） | 枝松 弘樹 | 主査（危機管理） | 榊原 伸一 |
| 専門員 | 中谷 敦子 | 指導専門員 | 木川 理 |
| | | 専門員 | 阿部 知行 |
| | | 専門員 | 大久保 春菜 |
| | | 病性鑑定課長 | 尾宇江 康啓 |
| | | 主査（病性鑑定） | 末永 敬徳 |
| | | 指導専門員 | 齊藤 真里子 |
| | | 専門員 | 羽田 浩昭 |
| | | 専門員 | 和田 好洋 |
| ホームページでも情報を発信しています：「 石狩家畜 」で検索！ http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm | | | |

| | |
|------------|---------|
| 転出者 | |
| 予防課長 | 岸 昌生 退職 |